

105BESTIO 会員規約 新旧対照表

現行	改定後																																																
第 1 条（会員） 1 ～ 3 省略 4. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認した時に成立します。	第 1 条（会員） 1 ～ 3 現行通り 4. <u>本人会員と両社との契約は、両社が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、両社所定の手続を完了したときに成立するものとします。</u>																																																
第 9 条（遅延損害金） 会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合（年 365 日の日割計算による。）による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。 ① 第 26 条に定める 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率 2.99 % ② 前号以外のショッピング払いの場合は年率 14.0 % ③ キャッシングサービスの場合は年率 14.0 %	第 9 条（遅延損害金） <u>1. 本人会員が、支払金の支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u> <table><tr><th></th><th>金銭債務の種類</th><th>金銭債務の支払方式の別</th><th>遅延損害金</th></tr><tr><td>(1)</td><td>ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料</td><td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td><td>支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅延したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。</td></tr><tr><td>(2)</td><td>ショッピング利用代金</td><td>2回払い、ボーナス一括払い</td><td>支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td></tr><tr><td>(3)</td><td>ショッピング利用代金</td><td>1回払い、リボルビング払い</td><td>支払を遅滞したショッピング利用代金×年 14.0 %÷365</td></tr><tr><td>(4)</td><td>キャッシングサービス融資金</td><td></td><td>支払を遅滞した融資金×年 14.0 %÷365</td></tr><tr><td>(5)</td><td>第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの</td><td></td><td>支払を遅滞した金額×年 14.0 %÷365</td></tr></table> <u>2. 本人会員が、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u> <table><tr><th></th><th>金銭債務の種類</th><th>金銭債務の支払方式の別</th><th>遅延損害金</th></tr><tr><td>(1)</td><td>ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料</td><td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td><td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。</td></tr><tr><td>(2)</td><td>ショッピング利用代金</td><td>2回払い、ボーナス一括払い</td><td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td></tr><tr><td>(3)</td><td>ショッピング利用代金</td><td>1回払い、リボルビング払い</td><td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年 14.0%÷365</td></tr><tr><td>(4)</td><td>キャッシングサービス融資金</td><td></td><td>期限の利益を喪失した融資金×年14.0%÷365</td></tr><tr><td>(5)</td><td>第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの</td><td></td><td>期限の利益を喪失した金額×年14.0%÷365</td></tr></table>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅延したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年 14.0 %÷365	(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年 14.0 %÷365	(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年 14.0 %÷365		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年 14.0%÷365	(4)	キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資金×年14.0%÷365	(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.0%÷365
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																																														
(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅延したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。																																														
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																																														
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年 14.0 %÷365																																														
(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年 14.0 %÷365																																														
(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年 14.0 %÷365																																														
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																																														
(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 （※）ただし、2023 年 3 月 31 日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。																																														
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																																														
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年 14.0%÷365																																														
(4)	キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資金×年14.0%÷365																																														
(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。）であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.0%÷365																																														

	<u>3. 第 1 項第 1、2 号および第 2 項第 1、2 号に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366（小数点 3 位以下切捨て）を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。</u>
第 11 条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど） 1 ～ 7 省略	第 11 条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消、カードの差替えなど） 1 ～ 7 現行通り <u>8. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。なお、支払いに関する規定につき第 24 条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u>
第 13 条（期限の利益喪失） 1 および ① ～ ⑥ 省略 ⑦ 相続の開始があったとき ⑧ 住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、当行から会員に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき ⑨ 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき 2 省略	第 13 条（期限の利益喪失） 1 および ① ～ ⑥ 現行通り <u>⑦ 住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、当行から会員に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき</u> <u>⑧ 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき</u> 2 現行通り
第 15 条（退会） 1 ～ 3 省略 4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。	第 15 条（退会） 1 ～ 3 現行通り <u>4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。なお、支払いに関する規定につき第 24 条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u>
第 24 条（規約の変更） 1. 本規約の各条項その他の条件は（ただし第 26 条第 8 項および第 32 条第 4 項により手数料率、利率、損害金の割合が変更される場合を除く）、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	第 24 条（規約の変更） <u>両社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。</u> <u>(1) 社会情勢または経済状況の変動</u> <u>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</u> <u>(3) 両社の業務またはシステムの変更</u>
第 26 条（ショッピング利用代金の支払区分） 1. ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い（支払回数 3 回以上の回数指定払い）、ボーナス併用分割払い（分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い）、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。	第 26 条（ショッピング利用代金の支払区分） 1. ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い（支払回数 3 回以上の回数指定払い）、ボーナス併用分割払い（分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。 <u>ただし、2023 年 4 月 1 日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払い区分とすることはできません。2023 年 4 月 1 日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払方式として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。</u> ）、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払い区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。

第 31 条（キャッシングサービスの利用方法） 1 ～ 5 省略	第 31 条（キャッシングサービスの利用方法） 1 ～ 5 現行通り 第 31 条の 2（金銭消費貸借の成立） <u>1. 会員が、貸与を受けたカードを、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</u> <u>2. 当行は、会員がキャッシングサービスの利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</u>
-------------------------------------	---